

○ 政策目標 5 - 1 : 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の機能の一つとしての国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響等を総合的に勘案し、他の政策手段とあいまって、国民経済の健全な発展、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があります。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政5-1-1 : 生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施

政5-1-2 : 特殊関税制度の適正な運用

関連する内閣の基本方針

- 「令和 6 年度税制改正の大綱」(令和 5 年 12 月 22 日閣議決定)
- 「令和 7 年度税制改正の大綱」(令和 6 年 12 月 27 日閣議決定)

政策目標 5 - 1 についての評価結果

政策目標についての評定

S 目標達成

評定の理由

内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等に積極的に取り組みました。
全ての施策が「S 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり、「S 目標達成」としました。

政策の分析

(必要性・有効性・効率性等)

内外経済情勢等を踏まえた関税率の設定・関税制度の改善等は、国内産業保護、消費者等の利益確保、国際交渉の状況等の観点を多角的に検討しつつ実施するものであり、国民経済の健全な発展等のため、重要な取組みです。

- ・ 令和 7 年度関税改正の検討に当たっては、要望を受け付ける際には政策評価の結果等について記載した改正要望書の提出を求めるとともに、業界の状況や国際市況等について確認すること
 - ・ WTO 協定及び国内関係法令に基づいて、不当廉売関税(用語集参照)の課税といった特殊関税制度の透明かつ公平・適正な運用を行うこと
- など、内外経済情勢等を踏まえた関税率の設定・関税制度の改善等に取り組んでいます。

施策

政5-1-1 : 生産者・消費者・利用者等の現状、政策評価の結果等を踏まえた適切な関税改正の実施

定性的な測定指標

[主要] 政5-1-1-B-1 : 適切な関税改正の実施

(目標の内容)

適切な関税率の設定・関税制度の改善を行う。

(目標の設定の根拠)

関税率の設定・関税制度の改善等に際しては、関税の国内産業保護機能に留意しつつ、国際的な経済・貿易の発展への貢献、国内産業の実情、需要者・消費者への影響、貿易実績等を総合的に勘案し、国民経済、更には世界経済の健全な発展につながるものとする必要があるため、これらを踏まえ、適切な関税改正を行うことを目標として設定しました。

目標の達成度

○

**実績及び
目標の達成度の
判定理由**

令和 7 年度関税改正では、内外経済情勢等を踏まえ、主に以下のような内容を含む「関税率法等の一部を改正する法律」が令和 7 年 3 月 31 日に成立しました。

- ・ 暫定税率等の適用期限の延長等

暫定税率（411 品目）及び米・麦・乳製品等に係る特別緊急関税制度について、適用期限を令和 7 年度末まで 1 年延長。

- ・ 個別品目の関税率の見直し

将来的なリチウムイオン電池関連のサプライチェーンの展開を見極めつつ、安定供給確保等を図る観点から、リチウム=ビス（オキサラト）ボラート（LiBOB）について、暫定税率を設定し、関税を無税化。

調達安定性の確保や国際競争力向上等を図る観点から、シクロヘキシル（エチル）（ジメチル）アンモニウム=ブロミド（CEDMAB）、シクロヘキシル（エチル）（ジメチル）アンモニウム=ヒドロキシド（CEDMAH）及び 1,6-ヘキササンジオールの基本税率を無税化。

- ・ 納税環境の整備

内国税の改正に合わせ、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存が一定の要件を満たしている場合に、関税に係る重加算税の加重措置の適用対象から除外。

上記のとおり適切な関税改正等を実施したため、達成度を「○」としました。

- ・ 令和 7 年度における関税率及び関税制度の改正についての答申（令和 6 年 12 月 20 日）

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/20241216_toushin.html

- ・ 令和 7 年度税制改正の大綱（令和 6 年 12 月 27 日 閣議決定）

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2025/07taikou_mokuji.htm

- ・ 第 217 回国会における財務省関連法律

https://www.mof.go.jp/about_mof/bills/217diet/index.html

施策についての評定

s 目標達成

評定の理由

令和 7 年度関税改正に当たっては、関係省庁からの関税改正要望において、政策の目的、措置の必要性・適正性・効果、政策評価の結果等に関して記載を求めるとともに、当該要望を精査するにあたっては、当該要望省庁を通じて関連産業等への影響等について把握するとともに、当該要望省庁と協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の審議の結果を踏まえ、適切に判断しました。

	<p>なお、関税・外国為替等審議会における「令和 7 年度における関税率及び関税制度の改正についての答申」を踏まえて策定した関税改正案の主要事項を「令和 7 年度税制改正の大綱」に盛り込みました。</p> <p>これらを踏まえて作成した関税定率法等の一部を改正する法律案を、令和 7 年 2 月 7 日に通常国会に提出しました。同法律案は、同年 3 月 31 日に成立し、同日公布され、一部の規定を除き同年 4 月 1 日から施行されています。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定を、「s 目標達成」としました。</p>
--	--

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

施策	政5-1-2：特殊関税制度の適正な運用
-----------	---------------------

定性的な測定指標	
[主要] 政5-1-2-B-1：特殊関税制度の適正な運用	
(目標の内容)	
<p>特殊関税制度の適正な運用を行う。</p> <p>(注) 特殊関税制度とは、WTO（用語集参照）協定等で認められたルールとして、不公正な貿易取引や輸入の急増など特別の事情がある場合に、通常課されている関税に割増関税を追加的に賦課する制度の総称であり、報復関税（用語集参照）、相殺関税（用語集参照）、不当廉売関税（用語集参照）及び緊急関税（用語集参照）が含まれます。</p>	
(目標の設定の根拠)	
<p>グローバル化の進展による貿易の拡大に伴って特殊関税制度の重要性が増している中、その運用に際して、WTO協定及び国内関係法令に則って制度の濫用や恣意的な運用を避けつつ、調査や賦課決定等を適正に行う必要があることから、特殊関税制度の適正な運用を目標として設定しました。</p>	

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>WTO協定及び国内関係法令に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中華人民共和国産黒鉛電極に対する不当廉売関税の課税について調査や賦課決定等を適正に行いました。 <p>上記のとおりWTO協定及び国内関係法令に基づき、特殊関税制度の適正な運用を行ったため達成度を「○」としました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする黒鉛電極に対して暫定的な不当廉売関税を課することについての答申（令和 7 年 3 月 12 日） https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-of_customs/report/20250312_toushin.html

施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	<p>WTO協定及び国内関係法令に則り、利害関係人に意見表明の機会を付与するなど制度の濫用や恣意的な運用を避け、厳正な調査を行ったことにより、特殊関税制度を適正に運用しました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価を、「s 目標達成」としました。</p>

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	<p>○参考指標 1 「課税の求めから 2 か月以内に調査を開始した件数」</p> <p>○参考指標 2 「調査開始から 12 か月以内及び 18 か月以内に最終決定した件数」</p>

政 5 - 1 - 2 に係る参考情報

参考指標 1：課税の求めから 2 か月以内に調査を開始した件数

	調査開始可否決定件数	2 か月以内の調査開始可否決定件数
令和 2 年度	2	2
令和 3 年度	2	1
令和 4 年度	1	1
令和 5 年度	0	0
令和 6 年度	1	1

(注) 不当廉売関税に関する手続等についてのガイドラインにおいては、調査を開始するか否かの決定は 2 か月程度を目途に（補正があった場合は、全ての補正が完了した日から 2 か月程度を目途に）行うこととされています。

参考指標 2：調査開始から 12 か月以内及び 18 か月以内に最終決定した件数

	最終決定件数	18 か月以内の最終決定件数	うち 12 か月以内の最終決定件数
令和 2 年度	1	1	1
令和 3 年度	2	2	2
令和 4 年度	2	2	1
令和 5 年度	1	1	1
令和 6 年度	0	0	0

(注) 関税定率法第 8 条第 6 項には、調査は 1 年以内に終了するものとし、特別の理由により必要があると認められる場合には、その期間を 6 月以内に限り延長できるとされています。

<p>評価結果の反映</p>	<p>以下のとおり、上記施策を引き続き実施します。</p> <p>関税改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、関係省庁より提出された改正要望について、関係省庁の政策評価結果を適切に活用し、措置の必要性や実現される具体的な効果、更には関連産業等への影響等を把握し、当該要望省庁と協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、適切に判断していきます。</p> <p>また、これらの過程において、業界の状況や国際市況等の確認を行っていきます。</p> <p>不当廉売関税等の特殊関税制度については、WTO協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正に運用を行っていきます。</p> <p>令和8年度予算概算要求に当たっては、国内産業保護、消費者等の利益確保、国際交渉の状況等の観点を多角的に検討しつつ、公平・中立・簡素という観点にも留意し、関税改正において適切な関税率の設定・関税制度の改善、及び特殊関税制度の適正な運営を行うため、関税制度等の企画及び立案等に必要な経費の確保に努めます。</p>
<p>財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見</p>	<p>該当なし</p>
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>該当なし</p>
<p>前年度の政策評価結果の政策への反映状況</p>	<p>(適切な関税改正の実施)</p> <p>関税改正に当たっては、内外の経済情勢の変化等を踏まえつつ、関係省庁より提出された改正要望について、関係省庁の政策評価結果を適切に活用し、措置の必要性や実現される具体的な効果、更には関連産業等への影響を把握し、当該要望省庁と協議を十分に行った上で、関税・外国為替等審議会の調査・審議の結果を踏まえながら、適切に判断しました。</p> <p>また、これらの過程において、業界の状況や国際市況等の確認を行いました。</p> <p>(特殊関税制度の適正な運用)</p> <p>不当廉売関税等の特殊関税制度については、WTO協定及び国内関係法令等に則り、透明かつ公平・適正に運用を行いました。</p> <p>令和7年度予算概算要求に当たっては、国内産業保護、消費者等の利益確保、国際交渉の状況等の観点を多角的に検討しつつ、公平・中立・簡素という観点にも留意し、関税改正において適切な関税率の設定・関税制度の改善、及び特殊関税制度の適正な運営を行うため、関税制度等の企画及び立案等に必要な経費の確保に努めました。</p>

政策目標に係る予算額等		令和 4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の 状況	当初予算	143,241千円	122,146千円	121,297千円	108,786千円	
	(項) 関税制度等企画立案費	143,241千円	122,146千円	121,297千円	108,786千円	
	(事項) 関税制度等の企画及び立案に必要な経費	143,241千円	122,146千円	121,297千円	108,786千円	
	補正予算	△1,610千円	△323千円	△1,899千円		
	繰越等	206,420千円	206,546千円	N. A.		
	合計	348,051千円	328,369千円	N. A.		
執行額		303,152千円	276,947千円	N. A.		

(概要)

関税改正において適切な関税率の設定等の関税制度の改善、及び特殊関税制度の適正な運営を行うための経費です。

(注1) 政府情報システム関連予算(通関事務総合データ通信システム(予算事業ID: 020142)、通関情報総合判定システム(予算事業ID: 020144))は、デジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されているため、デジタル庁から移替された予算として「繰越等」に計上している。

(注2) 令和6年度「繰越等」、「執行額」等については、令和7年11月頃に確定するため、令和7年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	関税局関税課	政策評価実施時期	令和7年6月
-------	--------	----------	--------

○ 政策目標5-2：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

自由貿易は世界経済成長の源泉であり、力強い経済成長を実現するためには、自由貿易体制を強化し、諸外国の活力を我が国の成長に取り込む必要があります。この点につき、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）等では、世界の成長と繁栄の基盤となる、自由で公正な経済圏の拡大やルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化に取り組むとともに、引き続き、EPA（経済連携協定：用語集参照）の締結に関する取組を積極的に行うことが求められています。

財務省としては、関係省庁と連携しつつ、WTO（世界貿易機関：用語集参照）を中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進していきます。

また、税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながります。こうした観点から、各国における貿易手続の改善を通じたビジネス環境の改善に積極的に関与していきます。具体的には、WCO（世界税関機構：用語集参照）等の国際機関、APEC（アジア太平洋経済協力：用語集参照）等の地域協力の枠組み、EPA及び外国税関当局との協力の枠組みにおいて、税関手続の国際的調和・簡素化や税関分野における安全・安心の確保に向けた取組がなされており、これらの取組にも積極的に貢献していきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政5-2-1：多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進

政5-2-2：税関分野における国際的な貿易円滑化の推進

関連する内閣の基本方針

- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」「成長戦略等のフォローアップ」（令和5年6月16日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」（令和6年6月21日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）
- 「総合的なTPP等関連政策大綱」（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定）

政策目標 5 - 2 についての評価結果	
政策目標についての評定	S 目標達成
評定の理由	<p>多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進に積極的に取り組みました。</p> <p>施策 5 - 2 - 1 の評定は「s 目標達成」、施策 5 - 2 - 2 の評定も「s 目標達成」であるため、当該政策目標の評定は、上記のとおり「S 目標達成」としました。</p>
政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>国内外の情勢及び政府全体の方針に鑑み、力強い経済成長を達成するためにも、多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進、税関分野における国際的な貿易円滑化の推進は引き続き必要です。</p> <p>平成30年12月30日に発効した環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP：用語集参照）と平成31年2月に発効した日EU・EPA（用語集参照）は、アジア・太平洋及び日EU関係の重要な基盤となり、戦略的關係を更に強化させるものです。令和2年1月に発効した日米貿易協定（用語集参照）は世界のGDPの約3割を占める日米両国の二国間貿易を、強力かつ安定的で互恵的な形で拡大するものであり、日米デジタル貿易協定（用語集参照）は、この分野での高い水準のルールを示すものです。EU離脱後の英国との間で令和3年1月に発効した日英EPA（用語集参照）は、日英双方のビジネスの継続性を確保し、良好な日英関係の重要な基盤になるものです。令和4年1月に発効した地域的な包括的経済連携（RCEP）協定（用語集参照）には、東南アジア諸国連合（ASEAN：用語集参照）構成国、日本、中国、韓国、豪州及びニュージーランドの計15か国が参加しており、地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化に向け、市場アクセスの改善や異なる発展段階・制度の国間での知的財産、電子商取引、貿易円滑化等の幅広い分野におけるルール整備を図るものであり、我が国と世界の成長センターであるこの地域との繋がりをこれまで以上に強固にするものです。令和6年3月に、日バングラデシュEPA締結のための交渉を開始することが決定され、令和7年2月までに4回の交渉会合を実施しています。</p> <p>そのほかに、平成21年以降交渉が中断していた湾岸協力理事会（GCC：用語集参照）との間で、令和5年7月に首脳レベルで令和6年中の交渉再開に一致したことを受け、令和6年12月に交渉が再開されました。並行して、アラブ首長国連邦（UAE）との間で、より野心的で、バランスのとれた、包括的なEPAを締結することによる、貿易・投資の拡大をはじめとする両国間の経済関係の強化を目指し、同年11月、日UAE・EPAの交渉を開始しました。</p> <p>また、途上国税関の支援ニーズ等を踏まえ、税関の改革・能力向上に対する技術協力をを行うことは、貿易円滑化の推進にとって必要です。</p> <p>これらの取組は、政策目標を達成するために有効な取組と言えます。</p> <p>なお、上記施策に効率的に取り組む観点から、財務省では、関係省庁等と協力しつつ、政府一体となって取り組んでいます。</p>

(令和 6 年度行政事業レビューとの関係)

- 世界税関機構 (WCO) アジア・大洋州地域情報連絡事務所 (RILO・AP) に係る 拠出 (予算事業 ID : 005636)

「効果的なアジア大洋州における密輸対策の実施に貢献するため、PDCAサイクルに従い適切に運用するとともに、日本に期待される役割を果たすための効果的な拠出に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、域内メンバー国のニーズに合った情報発信、密輸関連情報の提供を十分に行い、アジア大洋州における効果的な密輸対策の実施に貢献出来ているかどうかを継続してモニターするために、同事務所に派遣している職員から定期的に活動状況を聴取する機会を設け、効果的な拠出になるように努めました。

施策 政5-2-1 : 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進

定性的な測定指標
[主要] 政5-2-1-B-1 : 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進
(目標の内容)

WTOやEPA交渉等における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令をはじめ財務省が所管する制度等を通じた交渉への貢献を行います。

(目標の設定の根拠)

主に関税制度・通関制度を所管する立場から、多角的自由貿易体制の維持・強化への取組に貢献するとともに、EPA交渉及び必要な関係法令の整備等を着実に進めるため、目標として設定しました。

目標の達成度

○

**実績及び
目標の達成度の
判定理由**
A WTOにおける取組

平成29年2月に発効したWTO貿易円滑化協定(用語集参照)について、受諾した各国において協定が適切に実施されるよう、各国・関係する国際機関等と連携して取り組みました。加えて、引き続き未受諾国の受諾に向けた取組を促し、発効当時112か国だった受諾国数が160か国(令和7年3月末時点)(WTO貿易円滑化協定ホームページ参照)に増加しました。また、上訴レビューを含む紛争解決手続の改革について加盟国間で議論が継続しているほか、令和6年7月にはWTO電子商取引共同声明イニシアティブにおける5年間の交渉を経て、参加国・地域は、電子商取引に関する協定に係る安定化したテキストを達成しました。

B 経済連携の推進に係る取組

CPTPPは、平成30年3月に11か国で署名に至り、同年12月に6カ国(メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア)について発効し、その後令和5年7月までに他の全ての原署名国(ベトナム、ペルー、マレーシア、チリ、ブルネイ)について発効しました。また、令和4年2月の加入要請に始まった英国加入プロセスについても、同年9月末から、我が国が議長を務める加入作業部会を開催し、令和5年

7月には加入議定書が署名され、令和6年12月には本議定書が発効しました。同年11月に行われた第8回TPP委員会では、コスタリカの加入作業部会設置に関する委員会決定が採択され、コスタリカの加入手続が開始されました。

日EU・EPAは、平成30年7月に署名に至り、平成31年2月に発効しました。発効以降、欧州委員会や関係省庁、その他関係機関と連携し、本協定の円滑な実施に取り組みました。令和6年度も各種専門委員会において、日EU・EPAの運用状況等について引き続き議論を行いました。

EUを離脱した英国との間では日英EPAが令和2年10月に署名に至り、令和3年1月に発効したことで日系企業のビジネスの継続性が確保されました。令和6年12月に開催された日英EPA物品の貿易に関する専門委員会第3回会合では、日英EPAの運用状況の確認等、両国間の協力関係の更なる強化に向けた意見交換を行いました。

RCEP協定については、令和2年11月に署名に至り、令和4年1月に発効しました。令和6年9月に開催された第3回RCEP閣僚会合では、RCEP協定の運用に関わる諸事項について議論を行いました。

また、CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEP協定等については、関係事業者向け説明会を積極的に開催し周知を行った（令和6年度における税関主催：計16回）他、EPA関税活用推進に向けた民間専門家（EPA関税認定アドバイザー（仮称））の育成及び活用に係る勉強会を開催しました。加えて、通関システムへの関税率等の反映を適切に行う等、経済連携協定の着実な実施に取り組みました。

さらに、日インドネシアEPAについては、平成27年5月に協定の改正交渉を開始し、令和6年8月には両国間で改正議定書の署名が行われました。本改正により、知的財産における国境措置の強化を含むルール分野等の改善を通じて、協定の内容が拡充されることが期待されます。

バングラデシュとの間では、令和6年3月に、日バングラデシュEPA締結のための交渉を開始することが決定され、令和7年2月までに4回の交渉会合を実施しています。

そのほか、平成21年以降交渉が中断していたGCCとの間で、令和5年7月に首脳レベルで令和6年中の交渉再開に一致したことを受け、令和6年12月に交渉が再開されました。並行して、アラブ首長国連邦（UAE）との間で、より野心的で、バランスのとれた、包括的なEPAを締結することによる、貿易・投資の拡大をはじめとする両国間の経済関係の強化を目指し、同年11月、日UAE・EPAの交渉を開始しました。

また、財務省では、「総合的なTPP等関連政策大綱」（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定）を踏まえ、貿易に係るビジネス環境整備の一環として、EPAに基づき発給される原産地証明書等のデジタル化に取り組んでいます。原産地証明書のデータ交換の実現に向けて、インドネシア、タイ、ASEANと協議を進め、日インドネシアEPAについては令和5年6月に運用を開始しました。日タイEPAについては令和7年度中の運用開始を予定しております。また、ASEANについては、早期実現に向け引き続き協議を進めて参ります。

上記のとおり多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携に進展があったため、達成度は「○」としました。

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	<p>W T OやE P A交渉における我が国の国益実現のため、財務省所管物品等の関税交渉や、関税関係法令等の財務省が所管する制度等を通じた財務省としての交渉への貢献を行い、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携に進展がありました。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>
今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標「F T A / E P A交渉会合開催数、交渉妥結数、署名数及び発効数」(F T A : 用語集参照)

政 5 - 2 - 1 に係る参考情報

参考指標 1 : F T A / E P A 等交渉会合開催数、交渉妥結数、署名数及び発効数

(参考) 各国との経済連携の進捗状況 (令和 7 年 3 月現在)

経済連携協定 (E P A) 等交渉の進捗状況 (2025年3月時点)
--

発効済

シンガポール (2002年 11月 (07年9月改正))、メキシコ (2005年4月 (12年4月改正))、マレーシア (2006年 7月)、チリ (2007年 9月)、タイ (2007年 11月)、インドネシア (2008年 7月)、ブルネイ (2008年 7月)、ASEAN (2008年 12月 (20年8月改正))、フィリピン (2008年 12月)、スイス (2009年 9月)、ベトナム (2009年 10月)、インド (2011年 8月)、ペルー (2012年 3月)、豪州 (2015年 1月)、モンゴル (2016年 6月)、CPTPP (2018年 12月)、EU (2019年 2月)、米国 (2020年 1月)、英国 (2021年 1月)、RCEP (2022年 1月)

署名済

TPP12(2016年2月署名) ※2017年1月に米国が離脱を表明。

交渉中

コロンビア、日中韓、トルコ、バングラデシュ、GCC、UAE

(注 1) TPP12 (環太平洋パートナーシップ協定) : カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、米国、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ (計12か国)。

(注 2) CPTPP (環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定) : カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ、英国 (計12か国)。

発効済国 : カナダ、豪州、シンガポール、日本、ニュージーランド、メキシコ (2018年12月)、ベトナム (2019年1月)、ペルー (2021年9月)、マレーシア (2022年11月)、チリ (2023年2月)、ブルネイ (2023年7月)。

(注 3) R C E P (東アジア地域包括的経済連携) : A S E A N加盟国 (インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド (計 15か国)。発効済国 : カンボジア、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、日本、中国、豪州、ニュージーランド、韓国 (2022年2月)、マレーシア (2022年3月)、インドネシア (2023年1月)、フィリピン (2023年6月)。

(注 4) G C C (湾岸協力理事会) : アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン。

(出所) 関税局参事官室 (国際交渉担当) ・ 経済連携室調

施策	政5-2-2：税関分野における国際的な貿易円滑化の推進
-----------	-----------------------------

定性的な測定指標	
	[主要] 政5-2-2-B-1：税関分野における国際的な貿易円滑化の推進
	(令和6年度目標) 税関分野における技術協力、WCOをはじめとする国際機関等での取組、EPAにおける税関協力や税関相互支援協定（用語集参照）の締結等の取組を通じた貿易円滑化の推進への貢献を行います。
	(目標の設定の根拠) 税関手続の国際的調和・簡素化等を通じた国際貿易の一層の円滑化の推進は、日本を含む各国の貿易拡大・経済成長に貢献し、日系企業の海外展開の側面支援につながるものであるため、指標として設定しました。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>A 途上国の税関行政近代化への取組 令和6年度は、オンラインも併用し、アジア・アフリカ・太平洋島嶼国地域を中心に、88件の研修及びセミナーを実施しました（参考指標1参照）。例えば、アフリカ・太平洋島嶼国・中央アジア・コーカサス地域の対象国については、各国での指導的役割を担う教官を育成し、研修教材の作成を支援する複数年のプログラム（マスタートレーナープログラム）を実施し、対象国税関の能力向上に貢献しています。</p> <p>B WCOにおける取組 WCOでは、税関を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成30年9月以降、改正京都規約（税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約：用語集参照）管理委員会において、我が国からの提案を含め、規定やガイドラインの見直しのための検討を行っています。令和5年度には同規約管理委員会が開催され、我が国は会合における提案の精査において議論をリードする等、重要な役割を果たしました。</p> <p>C 地域協力の枠組みにおける取組 APECでは、税関手続のデジタル化等に関する我が国の知識や経験を共有し相互理解を深める活動を主導するなど、アジア太平洋地域における税関行政の発展・近代化の推進に向けて積極的に貢献しました。 アジア欧州会合（ASEM：用語集参照）では、新型コロナウイルス感染拡大以降、対面による活動が実施されておらず、令和6年度においては、オンラインでの活動も実施されませんでした。 中国及び韓国との間では、平成29年11月に開催された第6回日中韓3か国関税局長・長官会議において更新した「日中韓3か国税関の協力に係る行動計画」に基づき、引き続き、税関当局間の協力強化の取組を進め、密輸情報等の分野における実務レベルの協力を推進しました。</p>

	<p>D EPA等における取組</p> <p>貿易円滑化を促進する観点から、税関手続の透明性の向上や迅速化・簡素化、税関当局間の協力等に関する規定の着実な実施に努めました。EPAにおいては、政5-2-1に記載のとおり、原産地証明書等のデジタル化等に取り組みました。</p> <p>E 税関当局間の情報交換等に関する取組</p> <p>ドミニカ共和国との間の税関相互支援協定の政府間正式交渉開始に向けた着実な進展がありました。</p> <p>また、令和6年1月からホストを務めているWCOアジア・大洋州地域情報連絡事務所（RILO・AP：用語集参照）との関係では、同事務所が我が国を含むアジア・大洋州地域の密輸関連情報のハブとして機能することで、同地域内における安全・安心な社会の確保のための効率的な取締の実施や、適切な関税等の徴収に貢献できるよう、緊密に連携しその活動を支えてきました。</p> <p>上記のとおり、税関分野における貿易円滑化の推進に貢献したものと判断し、達成度は「○」としました。</p>
--	---

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	<p>政5-2-2-B-1における測定指標「税関分野における貿易円滑化の推進」の達成度は「○」であり、着実に貿易円滑化の推進に貢献しています。</p> <p>以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。</p>

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標1「研修・セミナーの実施状況（関税技術協力）」 ○参考指標2「改正京都規約に係る締約国数」 ○参考指標3「税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数」

政5-2-2に係る参考情報

参考指標1：研修・セミナーの実施状況（関税技術協力）

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
受入研修	案件数	21	30	26
	受入人数	218	330	240
専門家派遣	案件数	46	55	62
	派遣人数	111	114	129

(出所) 関税局参事官室（国際協力担当）調

(注) 一部オンラインで実施した。

参考指標 2 : 改正京都規約 (税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約) (平成 18 年 2 月発効) に係る締約
国数

令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末	令和 5 年度末	令和 6 年度末
126 か国及び E U	130 か国及び E U	132 か国及び E U	135 か国及び E U	136 か国及び E U

(出所) WCOウェブサイト

http://www.wcoomd.org/Topics/Facilitation/Instrument%20and%20Tools/Conventions/pf_revised_kyoto_conv/Instruments

参考指標 3 : 税関相互支援等の枠組みを構築した国・地域数 (単位: 国・地域)

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
37	39	39	41	41

(出所) 関税局参事官室 (国際交渉担当) 調

<https://www.customs.go.jp/kyotsu/cmaa/cmaa.htm>

評価結果の反映	<p>以下のとおり、上記施策を引き続き実施します。</p> <p>多角的自由貿易体制の維持・強化については、WTO貿易円滑化協定の適切な実施を他の加盟国に促すとともに、様々なWTO上の取組にも貢献していきます。</p> <p>経済連携の推進については、経済連携協定等の円滑な運用及び履行の実施の確保に引き続き積極的に取り組んでいきます。</p> <p>税関分野における国際的な貿易円滑化の推進に関し、税関相互支援協定等の枠組みを通じた税関当局間の協力を進めていきます。また相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めていきます。</p> <p>また、WCO、APEC等の地域協力の枠組み、EPA及び外国税関当局等との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めていきます。</p> <p>さらに、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めます。</p>
財務省政策評価懇談会における外部有識者の意見	該当なし
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	該当なし
前年度の政策評価結果の政策への反映状況	<p>多角的自由貿易体制の維持・強化については、WTO貿易円滑化協定の適切な実施を他の加盟国に促すとともに、WTO改革等に関する議論に積極的に参画し、様々なWTO上の取組にも貢献しました。</p> <p>経済連携の推進については、RCEP協定をはじめとするEPAの事業者向け説明会を開催し周知を行いました。</p>

税関分野における貿易円滑化の推進に関し、税関相互支援協定等の交渉を進めるとともに、相手国税関の支援ニーズ等を的確に把握した上で、各地域の特性等に応じて、技術協力を進めました。

また、WCO、APEC等の地域協力の枠組み、EPA及び外国税関当局等との協力の枠組みにおいて、引き続き、税関手続の国際的調和・簡素化を推進するための取組や税関分野における国際貿易の安全確保に向けた取組を進めました。

さらに、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進のため、必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和4年度	5年度	6年度	7年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	33,213千円	161,385千円	198,695千円	247,541千円	
	(項) 関税制度等企画立案費	33,213千円	161,385千円	198,695千円	247,541千円	
	(事項) 経済連携等の推進に必要な経費	33,213千円	161,385千円	198,695千円	247,541千円	
	内 世界税関機構(WCO)アジア・大洋州地域情報連絡事務所(RILO・AP)に係る拠出	—	121,228千円	158,785千円	217,644千円	005636
	補正予算	—	△522千円	△10千円		
	繰越等	—	—	N. A.		
合計		33,213千円	160,863千円	N. A.		
執行額		4,277千円	148,884千円	N. A.		

(概要)

多角的貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進や、税関分野における手続等の国際的調和の推進に係る経費です。

(注) 令和6年度「繰越等」、「執行額」等については、令和7年11月頃に確定するため、令和7年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	関税局(参事官室(国際交渉担当)、参事官室(国際協力担当)、経済連携室、調査課)	政策評価実施時期	令和7年6月
-------	--	----------	--------

○ 政策目標 5 - 3 : 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

政策目標の内容及び
目標設定の考え方

経済のグローバル化、ネットワーク化が急速に進む中で、貿易の秩序維持と健全な発展を目指すに当たっては、変化する時代の要請に主体的かつ積極的に応えていくことが重要です。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」においては、サプライチェーンの効率化・強靱化の観点から、我が国の貿易手続の電子化が要請されています。また、「明日の日本を支える観光ビジョン」では、訪日外国人旅行者数を2030年に6,000万人に増加させることを目指すとされています。

一方、「「世界一安全な日本」創造戦略2022」や「知的財産推進計画2023」に示されているように、不正薬物、銃器といった社会悪物品をはじめ、テロ関連物資、知的財産侵害物品（用語集参照）等の社会の安全・安心を脅かす物品等の密輸出入に対して、より一層厳格な水際での取締りが要請されています。

これらの要請に応えるために、税関手続の改善、リスク管理手法の高度化等により、貿易円滑化の推進と水際取締りの強化をより高いレベルで両立させることを目標として、税関行政の運営に取り組んでいきます。

上記の「政策目標」を達成するための「施策」

政5-3-1：関税等の適正な賦課及び徴収

政5-3-2：社会悪物品等の密輸阻止

政5-3-3：税関手続における利用者利便の向上

政5-3-4：税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上

政5-3-5：税関行政に関する情報提供の充実

関連する内閣の基本方針

- 「「世界一安全な日本」創造戦略2022」（令和4年12月20日閣議決定）
- 「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）
- 「知的財産推進計画2023」（令和5年6月9日知的財産戦略本部決定）
- 「知的財産推進計画2024」（令和6年6月4日知的財産戦略本部決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（令和5年6月16日閣議決定）
- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」（令和6年6月21日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）
- 「令和6年度税制改正の大綱」（令和5年12月22日閣議決定）
- 「令和7年度税制改正の大綱」（令和6年12月27日閣議決定）

政策目標 5 - 3 についての評価結果	
政策目標についての評定	A 相当程度進展あり
評定の理由	<p>目標の達成に向けて設定した施策について、5 - 3 - 2 「社会悪物品等の密輸阻止」、5 - 3 - 4 「税関手続きシステムの機能拡充及び利用者利便の向上」については「s 目標達成」したものの、それ以外については「a 相当程度進展あり」であることから、目標達成に向けて、さらなる改善の余地があると判断し、本政策目標の評定は「A 相当程度進展あり」としました。</p>
政策の分析	<p>(必要性・有効性・効率性等)</p> <p>政策目標 5 - 3 は、適正な課税と厳格な水際取締りを確保しつつ、貿易の円滑化を図るといふ、税関の使命を達成する上で、非常に重要な取組であり、引き続き、本目標に資する有益な施策に取り組んでいくべきものと考えています。</p> <p>適正な関税等の賦課及び徴収の確保のため、申告誤りといった非違事案の捕捉に取り組むとともに、事後調査を活用した適正な課税に努めているほか、事前教示制度（用語集参照）を的確に運用しています。さらに、社会悪物品等の密輸阻止のため、取締・検査機器の使用状況等に応じた配備替えなどによる有効活用、関係機関との連携、有効な情報の収集・活用等により、厳格な取締りを実施しています。</p> <p>加えて、利用者利便の向上を図るために、制度の改善に取り組むとともに、制度が活用されるよう十分な情報提供に努めています。</p> <p>(令和 6 年度行政事業レビューとの関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取締機器等調査研究経費（予算事業 I D : 001369） <p>「調査研究に当たっては、引き続き、情報収集、外部専門家からの意見聴取等の取組を継続し、開発技術情報を多方面から収集し、一者応札の改善に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、開発技術情報を多方面から収集し、一者応札とならないように調達を実施しました。今後も引き続き、競争性の確保に努め、検査機器の調査研究に係る運用方法を見直し、コストの削減を図ります。</p> ・ 税関監視艇整備運航経費（予算事業 I D : 001380） <p>「より効果的な取締りを可能にするため、税関監視艇全体の望ましい配備・運航計画を作成し、それをEBPMの根拠として効果検証することを検討する。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、配備計画に基づき監視艇を更新することで見込まれる燃費向上分の燃料費の削減を図りました。（反映額▲ 5 百万円）</p> ・ X線検査装置整備等経費（予算事業 I D : 001381） <p>「引き続き、効果的・効率的に装置を活用した取締りを行うとともに、計画的かつ効率的な機器の運用・更新に努める。また、一者応札になった案件の調達経過を分析することにより、一者応札の改善に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、X線検査装置等について、標準使用期間経過後、不具合の状況や稼働状況も踏まえ、更新を見送ることにより削減を図りました。（反映額▲ 393 百万円）</p> ・ 大型 X線検査装置整備等経費（予算事業 I D : 001382） <p>「引き続き、コスト削減に努めつつ、検査の効果的・効率的な実施を進めることにより、</p>

円滑な通関と効率的な検査体制の両立に努める。また、設定した指標により事業の効果を適切に評価し、本事業が高い水準で維持されるよう努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、執行実績を踏まえた保守経費の削減を図りました。(反映額▲6百万円)

- ・ 埠頭監視カメラ整備等経費 (予算事業 I D : 001383)

「外部有識者の所見を踏まえ、税関の水際取締りの政策効果を、EBPMの観点から、諸外国の様々な取組みも参考としつつ、政府全体の中での役割を踏まえ、行政事業レビューにおける税関としての最適な事業範囲について検討する。また、AIやドローンなど、デジタル技術の進歩を踏まえた効果的な取締手法を採り入れていく検討を行う。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、税関での政策効果については、諸外国の取組の把握に努めるとともに、行政事業レビューにおける税関としての最適な事業範囲のあり方については、行政事業レビューシートの予算編成過程における活用などにも影響することから、関係部署とも調整しつつ、検討を進めました。さらに、埠頭監視カメラの効果的・効率的な活用に向け、AIの導入やドローンと連携した取締手法の検討を進めました。このほか、耐用年数経過後の機器について、再リースを活用することにより機器借料の削減を図りました。(反映額▲8百万円)

- ・ 麻薬探知犬整備等経費 (予算事業 I D : 001384)

「引き続き、社会情勢に応じて麻薬探知犬を配備するとともに、麻薬探知犬の育成管理に係る経費の一者応札の改善に努める。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、引き続き、周知方法の工夫や公告期間の確保等により一者応札の改善に努めました。

- ・ 円滑な通関等の環境整備 (国際観光旅客税財源) (観光庁) (予算事業 I D : 004252 (国土交通省))

「訪日外国人旅行者がストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備に向けて、引き続き、先進性が高い事業に取り組むとともに、導入機器の最新技術の具体化や導入によって解消される改善点やその効果、導入意義を明確にし、効率的かつ効果的な導入等を進めるべき。」との行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、税関・入管手続で必要な情報を同時に取得することを可能とする「共同キオスク」について、2024年1月から羽田空港第2ターミナルで導入し実証実験として運用してきたところ、実証実験の結果を踏まえて機能改善を図るとともに、関西空港 (第1ターミナル、第2ターミナル)・羽田空港 (第2ターミナル、第3ターミナル)・成田空港 (第3ターミナル) に配備を拡大して運用開始に向けた調整を進めました。

施策 政5-3-1：関税等の適正な賦課及び徴収

定量的な測定指標

政5-3-1-A-1：事前 教示制度の運用 状況（一定期間内 で回答した割合 等） （単位：％、日）	年度		令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	文書による 回答 （％）	目標値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
実績値		99.2	99.5	99.5	99.2	99.3	99.3
平均処理 日数 （日）	目標値	14.0	14.0	14.0	短縮又は 前年度並 み	短縮又は 前年度並み	
	実績値	12.9	15.5	16.2	20.0	17.7	
口頭による 回答 （％）	目標値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
	実績値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9

（注）各回答割合は、品目分類に係る事前教示回答件数のうち、受付から回答までの所要日数が一定期間（文書による回答については30日（回答するために必要な資料等の提供が遅れるなど税関が関与できない要因により30日以内に回答できない場合を除く。）、口頭による回答については即日（回答又は質問のための税関からの電話等に照会者が応答しないなど税関が関与できない要因により即日回答できない場合を除く。）以内であったものの割合です。平均処理日数は、文書による回答についての処理日数の平均です。

（出所）関税局業務課調

（目標値の設定の根拠）

輸入者等が、輸入を予定している貨物に係る関税率表適用上の所属区分等について、輸入前に税関に対して照会を行い、税関からその回答を受けることができる制度（事前教示制度：用語集参照）があります。

輸入者等による事前教示制度の利用を更に促進し、税関における運用を引き続き高いレベルで維持するべく、高い目標値を設定しました。

目標の達成度

- ・ 文書による回答 △
- ・ 平均処理日数 ○
- ・ 口頭による回答 ○

**目標の達成度の
判定理由**

各税関の困難事例に対する統一的解釈の確保、進捗管理を適切に実施することにより、事前教示制度の運用の効率化を図り、回答の早期化に努めました。こうした取組の結果、文書による回答における平均処理日数は目標値である前年度の実績値を2日以上短縮したことから、達成度は「○」としました。また、口頭による回答における即日回答の割合についても、目標を達成したことから、達成度は「○」としました。

なお、文書による回答については、30日以内に回答した割合が目標値を下回りましたが、目標値との差が僅差であることから達成度は引き続き「△」としました。

引き続き事前教示制度の利用の更なる促進や制度利用者の利便性向上との目標を踏まえ、適正な分類判断を確保しつつ、効率的な処理に努めて参ります。

定性的な測定指標	
	[主要] 政5-3-1-B-1 : 輸入（納税）申告の適正性の確保
(目標の内容)	関税等の適正な賦課及び徴収のため、輸入（納税）申告の適正性を確保します。
(目標の設定の根拠)	関税等の適正な賦課及び徴収のためには、申告時や輸入許可後の申告内容の適正性の確認、通関業者・通関士等に対する指導・監督、保税制度の適切な運用等によって、輸入（納税）申告の適正性を確保することが重要であることから、これを目標として設定しました。

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>税関において、輸入（納税）申告された貨物の品目分類、課税価格及び原産地等が適正かどうかを審査・確認し、疑義がある場合には貨物の検査等を行いました。その結果、申告誤りを発見した場合には輸入者に申告を修正するよう懲憑しました。主な具体例としては、以下のようなものがあります。</p> <p>①輸入申告時に提出された書類の審査において、その記載内容から申告された貨物に係る品目分類に疑義を持ち、貨物確認及び分析を行ったところ、申告された貨物の品目分類が適正なものとなっていないことが判明しました。そのため、当該申告を修正させるとともに、過去の同様の輸入申告についても修正申告を懲憑しました。</p> <p>②輸入申告時に提出された書類の審査において、その記載内容から申告価格の単価に疑義を持ち、貨物確認を実施したところ、低価申告であることが判明しました。そのため、当該申告を修正させるとともに、過去の同様の輸入申告についても修正申告を懲憑しました。</p> <p>③輸入許可後の原産性の確認において、経済連携協定に基づく原産地規則（用語集参照）を満たしておらず、特惠税率が適用できない申告が確認されたことから、輸入者に対して修正申告を懲憑しました。</p> <p>④輸入許可後に輸入者に対し事後調査を行い、課税価格に関する資料等を精査したところ、輸入者は輸入貨物の単価誤りの発覚に伴い、差額の貨物代金を輸出者に追加で支払っていました。本来、この差額は課税価格に含めるべきものでしたが、輸入者が修正申告を行っていなかったため、課税価格が過少であったことが判明しました。そのため、輸入者に対し修正申告を懲憑しました。</p> <p>なお、税関が保有するビッグデータ（輸出入申告等）を解析し、輸入事後調査（用語集参照）の立入先選定業務支援として引き続き活用するとともに、輸入申告に対する検査選定支援への活用も検討しました。</p> <p>また、通関業者に対する立入調査のほか、通関業者の経営者等に対し、申告誤りの発生状況に応じた原因究明と再発防止策を検討させた上で、コンプライアンス体制の整備について助言を行うなど、通関業者に対する適切な指導・監督に努めました。さらに、適正な輸入（納税）申告の確保を図るため、保税地域（用語集参照）の巡回及び保税地域に入れられる貨物の取締りを実施するとともに、保税地域の検査等において貨物管理者に対</p>

	<p>して外国貨物の適正な管理について指導・助言をするなどし、保税制度の適切な運用に努めました。</p> <p>この他、国際観光旅客税法に関しては、新規就航する事業者を事前に把握し、改めて制度の周知を図るなどし、本税の適切な徴収に努めました。</p> <p>申告時や輸入許可後に申告内容の適正性を的確に確認し、通関業者・通関士に対して適切に指導・監督するとともに、保税制度の適切な運用、国際観光旅客税の制度周知等を実施することができたため、達成度は「○」としました。</p>
--	---

施策についての評定	a 相当程度進展あり
評定の理由	<p>本政策目標における測定指標である「事前教示制度の運用状況」について、「口頭による回答」及び「平均処理日数」は目標値を上回ったものの、「文書による回答」については目標値を僅差で下回りました。</p> <p>一方で、主要な測定指標「輸入（納税）申告の適正性の確保」については、申告時や輸入許可後の申告内容の適正性の確認、通関業者・通関士に対する指導・監督、保税制度の適切な運用、国際観光旅客税の制度周知等に努めたことから、達成度は「○」となっております。</p> <p>以上のとおり、一部「△」となった測定指標はありましたが、主要な測定指標の達成度が「○」であるため、当該施策の評定は、「a 相当程度進展あり」としました。</p>

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標1 「関税等徴収額（国税全体に対する割合を併記）」 ○参考指標2 「審査・検査における非違発見件数」 ○参考指標3 「輸入事後調査実績」 ○参考指標4 「通関業者の業務の運営状況（通関業の許可件数及び総数、通関業者通関士の処分件数）」 ○参考指標5 「保税業務検査等における非違発見件数及び処分件数」

政5-3-1に係る参考情報

参考指標1：関税等の徴収額（国税全体に対する割合を併記）

（単位：億円、％）

年 度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
収入額	91,309	111,661	141,513	131,159	N. A.
国税全体に対する割合	14.1	15.5	18.5	16.9	N. A.

（出所）関税局業務課調

（注1）収入額：税関による関税、消費税及び地方消費税、酒税、たばこ税及びたばこ特別税、石油石炭税、揮発油税及び地方揮発油税、とん税及び特別とん税並びに国際観光旅客税の徴収額を合算したもの。

（注2）国税全体に対する割合：税関による関税等の収入額／租税及び印紙収入。

（注3）令和6年度実績値は、令和7年8月以降にデータの集計が終了するため、令和7年度実績評価書に掲載予定。

参考指標2：審査・検査における非違発見件数

（単位：件）

年 度	令和2年度 （平成28年～令和2年度平均）	3年度 （平成29年～令和3年度平均）	4年度 （平成30年～令和4年度平均）	5年度 （令和元年～令和5年度平均）	6年度 （令和2年～令和6年度平均）
実績値	99,301	99,390	99,976	98,677	99,016

（出所）関税局業務課調

（注）審査・検査における申告内容の誤り等を発見した件数についての、当該年度を含めた過去5年間の平均値。

参考指標3：輸入事後調査実績

(単位：件、百万円、%)

事務年度（7～6月）	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実施件数	715	1,484	3,312	3,576	N.A.
不足申告価格	63,067	59,109	88,493	120,117	N.A.
非違の割合	83.9	75.3	73.6	74.9	N.A.

(出所) 関税局調査課調

(注1) 実施件数：輸入事後調査部門において実地調査を行った輸入者数。

(注2) 不足申告価格：非違に係る申告漏れ課税価格。

(注3) 非違の割合：非違発見件数（実地調査を行った輸入者のうち非違のあった輸入者数）／実施件数。

(注4) 令和6年度（事務年度）実績値は、データの集計が未了のため、令和7年度実績評価書に掲載予定。

参考指標4：通関業者の業務の運営状況（通関業の許可件数及び総数、通関業者通関士の処分件数）

(単位：件)

年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
許可件数	21	12	13	23	15
総数	971	974	982	996	988
処分件数	1	1	0	0	1

(出所) 関税局業務課調

(注1) 許可件数：年度内に通関業の許可を与えた件数。

(注2) 処分件数：通関業者・通関士に対する通関業法上の監督処分及び懲戒処分を行った件数。

参考指標5：保税業務検査等における非違発見件数及び処分件数

(単位：件)

事務年度（7～6月）	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
非違発見件数	79	53	53	49	N.A.
処分件数	10	0	2	0	N.A.

(出所) 関税局監視課調

(注1) 非違発見件数：保税蔵置場等に対する検査等を行った結果、保税蔵置場等の業務について記帳義務違反などの関税法の規定に違反する行為（非違）を発見した件数。

(注2) 処分件数：非違のあったもののうち、その非違の程度（回数、実行行為者等）によって保税蔵置場に外国貨物を搬入することの停止又は保税蔵置場の許可の取消しなどの行政処分を行った件数。

(注3) 令和6年度（事務年度）実績値は、令和7年11月以降にデータの集計が終了するため、令和7年度実績評価書に掲載予定。

施策	政5-3-2 : 社会悪物品等の密輸阻止
-----------	----------------------

定量的な測定指標								
政5-3-2-A-1 : 不正薬物の水際押収量の割合 (単位 : %)	年度		令和 2 年度 <small>(平成28~令和2年平均)</small>	3 年度 <small>(平成29~令和3年平均)</small>	4 年度 <small>(平成30~令和4年平均)</small>	5 年度 <small>(令和元~令和5年平均)</small>	6 年度 <small>(令和2~令和6年平均)</small>	
	目標値	不正薬物		過去5年の平均より増加	過去5年の平均より増加	過去5年の平均より増加	過去5年の平均より増加	過去5年の平均より増加
		うち覚醒剤		過去5年の平均より増加	過去5年の平均より増加	過去5年の平均より増加	過去5年の平均より増加	過去5年の平均より増加
	実績値	不正薬物		88.6	86.7	88.4	88.4	—
うち覚醒剤			97.9	96.8	97.6	104.2	—	
<p>(注1) 国内全押収量に占める税関関与分の割合です。当該年を含めた過去5年間の平均値です。</p> <p>(注2) 分母である不正薬物の国内全押収量と、分子である税関の水際押収量については、税関と警察等他機関で計上方法や計上が可能となる時期が異なることから、国内全押収量に占める税関関与分の割合が100%を上回る場合があります。</p> <p>(出所) 関税局調査課調</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>税関では、国際貿易における秩序維持を図るため、水際において不正薬物等の輸出入が禁止されている物品に対する厳正な取締りを行う必要があります。覚醒剤をはじめとする不正薬物の国内全押収量に対する水際押収量の割合(実績値)については、近年高水準で推移していることから、目標値を「過去5年の平均より増加」としました。</p>								

目標の達成度	—
目標の達成度の判定理由	<p>令和6年度の実績値は、令和6年における国内全押収量の把握が6月ごろとなる予定であるため、現時点において掲載することができません。</p> <p>また、本測定指標は、分母である不正薬物の国内全押収量と、分子である税関の水際押収量について、税関と警察等他機関で計上方法や計上が可能となる時期が異なることに加え、両者の計上方法等の違いは、調査・捜査のプロセスが大きく異なることに起因しており、税関と他機関の計上方法や計上時期を統一することはできないため、当該指標の数値を補正することもできないことから、指標としての正確性、適切性について再検討した結果、本測定指標を廃止することといたしました。</p> <p>上記のことから、目標の達成度は「—」とし、実績値の集計は行いません。</p>

定性的な測定指標

〔主要〕 政5-3-2-B-1：密輸事犯に対する厳格な水際取締りの実施

(目標の内容)

国際貿易における秩序維持を図るため、社会悪物品等（不正薬物、銃器類、テロ関連物資、知的財産侵害物品及び金地金等）に対する厳格な水際取締りを実施します。

(目標の設定の根拠)

税関においては、有効な情報の収集・活用、取締・検査機器の有効活用、関係機関との連携等により、厳正な取締りを実施することが社会悪物品等の密輸阻止に貢献する施策の根幹であること、その実績を評価する上ではこれらの取組を総合的に勘案する必要があることから、これら密輸事犯に対する厳格な水際取締りを実施することを目標として設定しました。

目標の達成度

○

実績及び
目標の達成度の
判定理由

入国者数の増加や大阪・関西万博等に向けた水際対策を強化するため、X線検査装置、不正薬物・爆発物探知装置等の取締・検査機器の整備を行い、積極的に活用しました。（令和6年度において、X線検査装置31台、不正薬物・爆発物探知装置（TDS）15台等を整備）

社会悪物品等の密輸を水際で阻止するためには、国内外の関係機関や関係業界団体との連携を積極的に図る必要があるところ、令和6年度には、関係機関との合同訓練を253件実施するとともに、密輸事犯を摘発した際には積極的に情報交換・犯則調査を実施するなど国内関係機関との連携を強化しました。また、国外関係機関との連携についても、ドミニカ共和国との間の税関相互支援協定（用語集参照）が政府間交渉開始に向けて前進しており、積極的な情報交換に資する環境整備において着実な進展が見られました。

さらに、関係業界団体と締結している「密輸防止に関する覚書」に基づき、情報提供等の協力依頼を行う等、継続的な協力関係を構築しました。

このほか、出港前報告情報（用語集参照）及び乗客予約記録（PNR：用語集参照）といった事前情報の電子的取得を進め、情報の分析・活用等をより充実させることで、効果的かつ効率的な取締りを行いました。

また、マネー・ローンダリング（資金洗浄）及びテロ資金供与対策として、引き続き保安検査業務と連携した取締りを行ったほか、多額の現金の海外への不正な持ち出しに対する水際措置として、令和6年より、紙幣探知犬を導入し、出国旅客の携帯品検査を強化しました。

取締・検査機器の有効活用等による水際取締りの結果、令和6年における不正薬物全体の押収量は、2,579kgと初めて2年連続で2トンを超えました（参考指標1参照）。

また、令和6年に全国の税関が摘発した金地金密輸入事犯の件数は493件、押収量は1,218kgでした（参考指標4参照）。

加えて、経済安全保障への対応として、軍事転用のおそれのある製品や技術の流出につながる不正輸出等の防止を念頭に、体制強化、インテリジェンス能力強化、規制対象物品の輸出実績の把握と適正な輸出通関の徹底、民間事業者との連携等の取組を実施しました。

	上記のとおり、取締・検査機器の有効活用、関係機関との連携、業界団体との関係構築、有効な情報の収集・活用等により、厳格な取締りを実施したことから、達成度を「○」としました。
--	---

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	<p>主要な測定指標「密輸事犯に対する厳格な水際取締りの実施」については、各種取締・検査機器やPNR等の事前情報を活用した効果的・効率的な水際取締りに努め、合同取締りや犯則事件の共同調査等を通じて国内外の関係機関との連携を積極的に図るとともに、業界団体との関係構築や情報交換を積極的に推進しました。</p> <p>なお、定量的な測定指標である「不正薬物の水際押収量の割合」を廃止することとしたため、令和6年度は定性的な測定指標をもって評価することとし、以上のとおり、主要な測定指標「密輸事犯に対する厳格な水際取締りの実施」が「○」となることから、当該施策の評定は、「s 目標達成」としました。</p>

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ○参考指標 1 「社会悪物品の摘発実績」 ○参考指標 2 「不正薬物の密輸形態別摘発件数」 ○参考指標 3 「覚醒剤の密輸形態別摘発実績」 ○参考指標 4 「金密輸の摘発実績・処分実績」 ○参考指標 5 「知的財産侵害物品の差止実績」 ○参考指標 6 「テロ関連物資の摘発実績」 ○参考指標 7 「テロ関連研修の開催実績」 ○参考指標 8 「輸出事後調査（用語集参照）実績（実施件数）」 ○参考指標 9 「関係機関との連携・情報収集の実績」 ○参考指標 10 「出港前報告情報による検査の割合」

政 5 - 3 - 2 に係る参考情報

参考指標 1 : 社会悪物品の摘発実績

年		令和 2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	
覚醒剤	件	72	95	301	297	139	
	Kg	811	1,014	665	2,246	1,761	
大 麻	件	204	199	138	135	390	
	kg	126	153	473	171	344	
	大麻草	件	86	94	57	76	234
		kg	49	22	315	88	211
	大麻樹脂等	件	118	105	81	59	156
		kg	76	132	157	83	133
あへん	件	-	1	-	-	2	
	kg	-	4	-	-	0	
麻薬	件	167	233	237	240	322	
	kg	822	61	188	312	464	
	千錠	90	133	82	49	67	
	ヘロイン	件	2	-	-	-	2
		kg	0	-	-	-	0
	コカイン	件	27	34	28	71	54
		kg	820	14	49	123	260
	MDMA 等	件	74	81	98	61	90
		kg	2	30	94	117	139
		千錠	90	130	81	48	67
	その他麻薬	件	64	118	111	108	176
		kg	1	16	46	71	65
		千錠	0	3	0	0	0
	向精神薬	件	2	6	16	10	4
		kg	-	0	0	0	0
千錠		1	1	2	1	1	
指定薬物	件	300	302	354	143	163	
	kg	169	19	19	13	10	
合計	件	745	836	1,046	825	1,020	
	kg	1,928	1,251	1,346	2,741	2,579	
	千錠	91	134	84	49	67	

年		令和 2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	
銃砲	件	3	1	6	1	26	
	丁	3	1	7	1	27	
	うち拳銃	件	3	1	6	1	26
		丁	3	1	7	1	27
拳銃部品	件	-	1	2	1	1	
	点	-	1	4	1	1	
ワシントン条約該当物品 (輸入差止件数)	件	351	324	362	374	338	
盗難車両 (輸出申告時における摘 発件数)	件	22	11	12	16	17	
	点	29	12	14	31	30	

(出所) 関税局業務課、調査課調

(注 1) 税関が摘発した密輸事犯のほか、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。

(注 2) 覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計を示す。

- (注 3) 大麻草は、令和 6 年 12 月 12 日に施行された大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律における、麻薬である大麻も含む。
- (注 4) 大麻樹脂等は、大麻樹脂、大麻リキッド、大麻菓子等のほか、令和 6 年 12 月 12 日に施行された大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律における、麻薬である THC 類製品も含む。THC 類製品とは、大麻の有害成分である THC 類（テトラヒドロカンナビノール類）を含有する液体・菓子類をいう。
- (注 5) MDMA 等は、MDMA、MDA 及び MDE の合計を示す。
- (注 6) 端数処理のため数値が合わないことがある。
- (注 7) 数量の表記について、「0」とは 500 g または 500 錠未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。
- (注 8) 令和 6 年の数値は速報値である。

参考指標 2：不正薬物の密輸形態別摘発件数

(単位：件)

年	令和 2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
航空機旅客による密輸	70	24	93	271	284
国際郵便物を利用した密輸	567	689	728	385	551
商業貨物を利用した密輸	108	123	222	165	171
航空貨物	95	108	205	156	162
海上貨物	13	15	17	9	9
船員等による密輸	-	-	3	4	14
合 計	745	836	1,046	825	1,020

(出所) 関税局調査課調

(注 1) 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客等を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

(注 2) 令和 6 年の数値は速報値である。

参考指標 3：覚醒剤の密輸形態別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

年	令和 2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
航空機旅客による密輸	23	5	43	89	60
	54	35	108	420	311
国際郵便物を利用した密輸	23	33	128	102	32
	14	62	154	140	41
商業貨物を利用した密輸	26	57	130	105	44
	743	917	402	1,686	1,409
航空貨物	20	50	127	99	39
	103	266	375	737	394
海上貨物	6	7	3	6	5
	639	650	28	949	1,015
船員等による密輸	-	-	-	1	3
	-	-	-	0	0
合 計	72	95	301	297	139
	811	1,014	665	2,246	1,761

(出所) 関税局調査課調

(注 1) 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客等を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

(注 2) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注 3) 数量の表記について、「0」とは 500 g 未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(注 4) 令和 6 年の数値は速報値である。

参考指標 4 : 金密輸の摘発実績

(上段 : 件、下段 : kg)

年	令和 2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
摘発件数	51	5	9	219	493
押収量	150	27	135	302	1, 218

(出所) 関税局調査課調

(注) 令和 6 年の数値は速報値である。

参考指標 5 : 知的財産侵害物品の差止実績

(単位 : 件)

年	令和 2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
輸入差止件数	30, 305	28, 270	26, 942	31, 666	33, 019

(出所) 関税局業務課調

参考指標 6 : テロ関連物資の摘発実績

(単位 : 件)

年	令和 2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
実施件数	5	6	12	7	30

(出所) 関税局調査課調

(注) 令和 6 年の数値は速報値である。

参考指標 7 : テロ関連研修の開催実績

(単位 : 件)

年	令和 2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
実施件数	48	103	159	171	185

(出所) 関税局監視課、業務課、調査課調

参考指標 8 : 輸出事後調査実績 (実施件数)

(単位 : 件)

年	令和 2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
実施件数	167	105	276	446	492

(出所) 関税局調査課調

参考指標 9 : 関係機関との連携・情報収集の実績

(単位 : 件)

年 度	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
国内関係機関からの情報入手件数	258	292	244	250	178
密輸情報ダイヤルへの情報提供件数	251	243	364	424	457
国内関係機関との合同取締・犯則調査件数	823	966	2, 151	3, 611	4, 074

(出所) 関税局監視課、調査課調

(注 1) 国内関係機関からの情報入手件数については、国内の関係機関（警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、出入国在留管理局等）から入手した社会悪物品等の密輸に関する個別情報（国内で摘発した密輸事件についての通報（文書か否かを問わない）を受けたものを含む。）の件数。

(注 2) 密輸情報ダイヤルへの情報提供件数については、各税関に設置されている密輸情報提供のためのフリーダイヤルへの民間からの情報提供件数。

(注 3) 国内関係機関との合同取締・犯則調査件数については、国内関係機関（警察、海上保安部、地方厚生局麻薬取締部、出入国在留管理局等）と合同で取締りを行った件数及び社会悪物品等密輸事件を共同で犯則調査した件数。

(単位 : 件)

年	令和 2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
外国関係機関との情報交換件数	20, 730	26, 391	54, 967	83, 310	91, 561
密輸防止に関する覚書に基づく通報件数	3, 693	3, 947	4, 629	6, 689	8, 626

(出所) 関税局監視課、調査課調

(注 1) 外国関係機関との情報交換件数については、外国税関（含む在京アタッシェ）、WCO、R I L O ・ A P 等からの個別情報及び新聞報道等を含む一般的な情報提供、入手件数。

(注 2) 密輸防止に関する覚書に基づく通報件数については、「密輸防止に関する覚書」に係る関係業界団体からの通報件数。

参考指標10：出港前報告情報による検査の割合

(単位：%)

年 度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
実績値	10.4	10.3	9.0	7.4	7.3

(出所) 関税局監視課調

施策 政5-3-3：税関手続における利用者利便の向上

定量的な測定指標

政5-3-3-A-1：AEO事業者数及び貿易額に占めるAEO事業者の割合 (単位：者、%)	年		令和2年	3年	4年	5年	6年
	AEO事業者数 (単位：者)	目標値	-	-	-	増加又は前年並み	増加又は前年並み
実績値		714	723	737	751	759	
貿易額に占めるAEO事業者の割合 (単位：%)	目標値	-	80.0	80.0	80.0	80.0	
	実績値	77.1	79.0	74.2	74.5	75.3	

(注) AEO事業者数は、税関が承認・認定した各AEO事業者の総数です。貿易額に占めるAEO事業者の割合は、我が国の輸出入総額のうち、AEO輸出入者又はAEO通関業者が関与した輸出入取引の占める割合を算出したものです。

(参考) 令和6年末現在のAEO事業者数は、759者（うち輸出者231者、輸入者104者、倉庫業者151者、通関業者263者、運送者10者）です。

(出所) 関税局業務課調

(目標値の設定の根拠)

AEO制度（用語集参照）とは、貨物のセキュリティ管理を含む法令遵守の体制が整備された事業者の貨物に関する手続を簡素化・迅速化する制度であり、国際物流全体のセキュリティ向上と円滑化の両立に資するものです。したがって、同制度の信頼性維持・向上に努めつつ、普及を図ることは貿易円滑化の推進と水際取締りの強化の観点から重要となっています。本指標はその貢献の程度を把握するためのものであり、近年の実績値を踏まえて目標値を設定しました。

目標の達成度

- ・ AEO事業者数 ○
- ・ 貿易額に占めるAEO事業者の割合 ×

目標の達成度の判定理由

AEO事業者数については、AEO制度の利便性の向上及びAEO事業者への情報提供の充実化の取組を通じて、AEO制度の利用拡大に努めた結果、前年より増加したことから、達成度を「○」としました。

貿易額に占めるAEO事業者の割合については、実績値が目標値を下回ったことから、達成度は「×」としました。なお、令和6年の我が国の輸出入総額及びAEO輸出入者又はAEO通関業者が関与した輸出入取引額は、令和5年からともに増加しましたが、AEO輸出入者又はAEO通関業者が関与した輸出入取引額の方が前年比の増加率が高かったことから、令和6年における貿易額に占めるAEO事業者の割合の実績値は微増しました。

今回の結果も踏まえ、引き続きAEO事業者数の増加に向けた取組に努めて参ります。

なお、貿易額に占めるAEO事業者の割合については、国際物流全体のセキュリティ向上と円滑化にどの程度貢献をもたらしているかを的確に把握することを目的として使

用してきたものですが、我が国全体の輸出入総額は外部要因である為替や経済情勢などによって大きく変動するほか、AEO事業者の新規承認数よりも輸出入額によって結果が大きく左右されることとなるところ、定量的な測定指標としての適切性について再検討した結果、令和7年度から、本測定指標を参考指標とするよう、位置づけを見直しました。

定量的な測定指標

[主要] 政 5-3-3-A-2：輸出入通関における利用者満足度 (単位：%)	年度		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	輸出入者 (上位4段階)	目標値	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0
実績値		99.4	97.7	98.8	100.0	98.1	98.1
通関業者 (上位4段階)	目標値	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0
	実績値	98.8	98.3	98.6	98.4	97.4	97.4

(注) 輸出入者及び通関業者に対し、輸出入通関手続等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものです。

(出所) 関税局業務課調

(目標値の設定の根拠)

輸出入通関制度の改善を図り、利用者の一層の利便向上に努めるとともに、通関手続の適正な運営を図るための指標です。輸出入者及び通関業者に関して近年95%程度で推移していることから95%以上を目標としました。

目標の達成度

- ・輸出入者 ○
- ・通関業者 ○

目標の達成度の判定理由

輸出入者の実績値、通関業者の実績値ともに目標値を上回ったため、達成度は「○」としました。

施策についての評定

a 相当程度進展あり

評定の理由

主要な測定指標「輸出入通関における利用者満足度」については、輸出入者の実績値、通関業者の実績値ともに目標値を上回りました。具体的には、税関手続のオンライン化により、通関関係書類の更なる電子化・ペーパーレス化を図ったことに加え、令和5年6月には、日インドネシア間の原産地証明書のデータ交換を開始する等、輸出入通関における利用者の利便性の向上に努めてまいりました。

一方、測定指標「AEO事業者数及び貿易額に占めるAEO事業者の割合」については、AEO制度の信頼性維持・向上に努めつつ普及を図った結果、AEO事業者数は増加しましたが、貿易額に占めるAEO事業者の割合は、貿易環境の変化もあり、実績値が目標値を下回りました。

加えて、入国旅客等の関税等の納付手段として、令和3年7月からスマートフォン決済アプリ納付、令和4年2月からクレジットカード納付を導入したほか、入国旅客等の迅速な通

	<p>関と厳格な水際取締りの両立を図る観点から、共同キオスクやEゲート（税関検査場電子申告ゲート）等を適切に運用するなど、利用者の利便性向上に努めました。</p> <p>以上のとおり、一部「×」となった測定指標はありましたが、主要な測定指標の達成度が「○」であるため、当該施策の評定は、「a 相当程度進展あり」としました。</p>
--	---

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	<p>○参考指標1「AEO事業者新規承認数」</p> <p>○参考指標2「旅具通関に対する利用者の評価」</p>

政5-3-3に係る参考情報

参考指標1：AEO事業者新規承認数 (単位：件)

事務年度 (7～6月)	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
承認数	19	17	23	19	4

(出所) 関税局業務課調

(注) 令和6事務年度の数値は令和7年4月1日時点の数値。

参考指標2：旅具通関に対する利用者の評価 (単位：%)

年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
評価 (上位4段階)	97.4	97.7	90.1	92.1	92.4

(出所) 関税局監視課調

(注) 入国旅客に対し、旅具通関（用語集参照）手続等について、「大変良い」から「大変悪い」の7段階評価で、アンケート調査したものです。

施策	政5-3-4：税関手続システムの機能拡充及び利用者利便の向上
-----------	--------------------------------

定量的な測定指標						
[主要] 政5-3-4-A-1：NACCS の利用状況（システム 処理率） （単位：%）	年	令和2年	3年	4年	5年	6年
	目標値	維持	維持	維持	維持	維持
	実績値	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
<p>(注) (NACCSにより処理された輸出入申告件数) / (税関への全輸出入申告件数) ※なお、「輸出入申告件数」は、輸出入許可、蔵入承認、移入承認、積戻し許可などに係る申告等を指します。 (出所) 関税局総務課事務管理室調</p> <p>(目標値の設定の根拠) 税関への全輸出入申告件数のうちNACCSにより処理された輸出入申告件数の割合で、国際物流の電子化への貢献状況を示す指標であり、直近（平成29年10月）のシステム更改後の実績が99%以上であることを踏まえ、平成30年以降の実績値を維持することとしました。</p>						

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	<p>令和6においても、実績値を99%以上と維持できていることから、達成度は「○」としました。</p> <p>なお、システムの安定稼働及びNACCSの利便性向上等に、より一層努めることが求められているため、引き続きNACCSセンターを適切に監督する必要があるところ、本測定指標は目標である99.9%を達成し続けており指標としての役割を終えていることも踏まえ、令和7年度から、本測定指標を参考指標とするよう位置づけを見直しました。</p>

定性的な測定指標	
政5-3-4-B-1 : NACCSセンターの監督	
(目標の内容) NACCSの利便性向上等に努めるとともに、NACCSセンターの事業計画の認可等を通じて、適切な監督を行います。	
(目標の設定の根拠) 利便性の高いシステムの安定稼働は、国際物流の円滑化にとって非常に重要であることから、NACCSの利便性向上等に努めるとともに、NACCSを管理・運営するNACCSセンターの適正な業務の運営を確保するため、本目標を設定しました。	

目標の達成度	○
実績及び目標の達成度の判定理由	<p>NACCSセンターの令和7年度事業計画では、システムの安定運用を最優先課題と位置づけるとともに、次期(7次)NACCS更改作業にあたっては、情報提供やサポート体制の強化等に関する取組を行いサービス向上に努めていく旨の記載があり、NACCSの安定稼働の確保及び利用者利便の向上の観点からも適切なものと考えられることから、当該事業計画について認可を行うとともに、併せて必要な指導を行うことで、適切な監督を行いました。</p> <p>また、令和6年度においても、100%のシステム稼働率を維持しており、安定稼働していたことから、達成度は「○」としました。(参考指標1参照)</p>

施策についての評定	s 目標達成
評定の理由	<p>主要な測定指標「NACCSの利用状況」については、目標値を達成しました。</p> <p>また、民間利用者からの要望を受けたプログラム変更を実施するほか、令和7年10月に予定している第7次NACCS更改による利用者の利便性向上にNACCSセンターが努めていると認められることも踏まえ、測定指標「NACCSセンターの監督」については、NACCSセンターの事業計画認可等を通じて適切に監督したことから、目標を達成したと判断しました。</p> <p>以上のとおり、全ての測定指標が「○」であるため、当該施策の評定は、「s 目標達成」としました。</p>

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
-----------------	------

参考指標	○参考指標 1 「NACCS の運用状況 (システム稼働率)」
-------------	---------------------------------

政 5 - 3 - 4 に係る参考情報

参考指標 1 : NACCS の運用状況 (システム稼働率)

年 度	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
システム稼働率	100.00%	99.99%	100.00%	100.00%	100.00%

(出所) 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社調

(注 1) システム実稼働時間÷1日のうちメンテナンス時間及び計画的な停止による停止時間を除く時間。

(注 2) システム実稼働時間÷1日のうちメンテナンス時間及び計画的な停止による停止時間を除く時間。

(注 3) 年間稼働時間の 0.01% のシステム障害が発生するとシステム停止時間は 1 時間弱 (24 時間 (分換算) × 365 日 × 0.01% = 52.56 分) となる。

施策	政 5 - 3 - 5 : 税関行政に関する情報提供の充実
-----------	-------------------------------

定量的な測定指標						
政 5 - 3 - 5 - A - 1 : 税関ホームページへのアクセス状況 (単位 : 者)	年度	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
	目標値	4,000,000	4,400,000	4,400,000	4,800,000	5,200,000
	実績値	4,468,552	4,849,856	5,251,413	5,876,089	6,578,833
(注) 税関ホームページ (http://www.customs.go.jp) の訪問者数を月単位で計測しました。ただし、同一の訪問者 (IP アドレス) は、月内の税関ホームページ訪問回数に関わらず 1 件として計上しています。 (出所) 関税局総務課調 (目標値の設定の根拠) 税関の取組については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めており、実際に国民の皆様を知っていただいているかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。引き続き取組の周知に努めていく必要があることから、近年の実績値を踏まえ、目標値を設定しました。						

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	目標値を上回る実績値となったことから、達成度は「○」としました。

定量的な測定指標						
政 5 - 3 - 5 - A - 2 : 講演会及び税関見学における満足度 (上位 3 段階) (単位 : %)	年度	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
	目標値	過去 5 年平均より増加	過去 5 年平均より増加	95.0	過去 5 年平均より増加	95.0
	実績値	96.5	90.3	96.5	93.4	94.2

(注) 講演会や税関見学の参加者に対して、「大変良い」から「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査を行ったものです。

(出所) 関税局総務課調

(目標値の設定の根拠)

Web形式などによる講演会や税関見学を活用して、税関の取組を分かり易い形で説明し、理解していただくよう努めているところ、実際に国民の皆様にとって有益な内容であるかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値が概ね95%を超え高い水準を維持していること、これまでの期間を絞った調査よりも、より多くの方から意見を聴取し満足度を計ることを目的としてアンケート調査期間を通年へと変更したことから、目標値を設定しました。

目標の達成度

△

目標の達成度の判定理由

目標値である95%を0.8ポイント下回る実績値となったことから、達成度は「△」としました。

目標値を僅差で下回ったものの、令和6年度実績値の内訳は、講演会は92.7%（前年比1.5ポイント増）、見学会は98.5%（同0.7ポイント増）となり、いずれにおいても9割を超え、かつ昨年よりも高い数値となっております。

税関行政について国民の皆様により理解いただくよう、満足度の高い講演会及び見学会を今後も実施すべく、内容の充実に努めて参ります。

定量的な測定指標

政5-3-5-A-3：輸出入通関制度の認知度 (単位：%)	年度		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	事前教示制度	目標値	80.0	維持	維持	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み
実績値		80.3	76.5	79.0	80.9	83.0	
納期限延長制度	目標値	80.0	維持	維持	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み	
	実績値	78.6	71.6	78.3	81.9	84.4	
AEO制度	目標値	90.0	維持	維持	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み	
	実績値	90.8	87.4	91.7	90.6	93.6	

(注) 輸出入者に対し、事前教示制度やAEO制度等の各種通関制度を知っているかどうか、アンケート調査したものです。

(出所) 関税局業務課調

(目標値の設定の根拠)

各種通関制度を適切に利用していただくためには、これらの制度について情報提供を十分に行い、利用者に認識していただく必要があるため、制度の認知度を指標化しており、近年の実績値を踏まえ、目標値を設定しました。

目標の達成度	<ul style="list-style-type: none"> ・事前教示制度 ○ ・納期限延長制度 ○ ・AEO制度 ○
目標の達成度の判定理由	目標値を上回る実績値となったことから、達成度は「○」としました。

定量的な測定指標						
[主要] 政5-3-5-A-4：密輸取締り活動に関する認知度 (単位：%)	年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	目標値	過去5年平均より増加	過去5年平均より増加	過去5年平均より増加	過去5年平均より増加	過去5年平均より増加
	実績値	91.8	70.5	95.2	87.7	86.2
<p>(注) 輸出入者や講演会参加者等に対し、麻薬探知犬やX線検査装置による検査などの各密輸取締り活動を知っているかどうか、アンケート調査したものです。 (出所) 関税局総務課調</p> <p>(目標値の設定の根拠) 税関の不正薬物やテロ関連物資等の水際取締りの取組やその重要性については、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信し、知っていただくよう努めており、実際に国民の皆様を知っているかどうか状況を測定していく必要があるため指標化しています。近年の実績値を踏まえ、過去5年の平均より増加することを目標としました。</p>						

目標の達成度	△
目標の達成度の判定理由	<p>目標値である実績値の過去5年の平均である86.4%を0.2ポイント下回る実績値となったことから、達成度は「△」としました。</p> <p>税関における不正薬物やテロ関連物資等の水際取締りの取組やその重要性については、税関ホームページや公式SNSのほか、空港・ターミナル等におけるポスター掲示やデジタルサイネージの活用を通じて積極的に情報を発信しております。今後とも、国民の皆様に関税の水際対策についてご理解いただけるよう、積極的な広報活動に努めてまいります。</p>

定量的な測定指標						
政5-3-5-A-5：税関相談官制度の運用状況（税関相談についての利用者満足度：上位4段階） (単位：%)	年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	目標値	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0
	実績値	96.8	96.3	97.3	97.3	95.8
<p>(注) 輸出入者、通関業者及び窓口来訪者に対し、税関相談等について、「大変良い」「良い」「やや良い」「普通」「やや悪い」「悪い」「大変悪い」までの7段階評価で、アンケート調査したものです。 (出所) 関税局業務課調</p>						

	<p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>税関相談官制度の業務改善を図り、一層効率的な行政サービスを提供するための指標として利用者満足度を調査しており、近年の実績値が95%程度で推移していることを踏まえ、95%以上を目標としました。</p>
--	---

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。

定量的な測定指標						
政5-3-5-A-6：カスタムスアンサー利用件数 (単位：件)	年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	目標値	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み	増加又は前年度並み
	実績値	2,351,969	2,469,882	1,850,610	1,915,890	2,382,911
(出所) 関税局業務課調 (目標値の設定の根拠) 税関ホームページでは、通関手続等についてのQ&A(カスタムアンサー)を掲載しています。カスタムスアンサーの利用状況(Q&Aの閲覧回数)を測定するため、カスタムスアンサーの各ページのアクセス件数の合計を指標化しています。目標値については、近年のカスタムスアンサー全体へのアクセス件数の実績値を上回る目標値を設定しました。						

目標の達成度	○
目標の達成度の判定理由	<p>実績値が前年度を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p> <p>令和6年度においては、「納税申告に誤りがあった場合(修正申告、更正の請求、過少申告加算税)」や「課税価格が1万円以下の物品の免税適用について」等の項目が昨年度から引き続き堅調なアクセス件数を記録しました。また、「主な商品の関税率の目安」や「関税の納税義務者」、「関税、消費税等の税額計算方法」等の項目がアクセス件数を大きく伸ばしており、越境電子商取引の拡大に伴う輸入件数の大幅な増加等の環境の変化がカスタムスアンサーのアクセス件数に影響している可能性が考えられます。</p> <p>この結果を踏まえ、利用者が関税局及びカスタムスアンサーで疑問を解消でき、関税局及び税関に問い合わせる負担の削減に資するよう、引き続き国際物流を取り巻く環境や利用者のニーズの変化を踏まえて適時適切に内容更新を行うなど、更なるカスタムスアンサーの拡充を行うことといたします。</p>

施策についての評定	a 相当程度進展あり
評定の理由	<p>測定指標「税関ホームページへのアクセス状況」、「輸出入通関制度の認知度」、「税関相談官制度の運用状況」及び「カスタムスアンサー利用件数」については目標値を上回り達成度が「○」となったものの、測定指標「講演会及び税関見学における満足度(上位3段階)」及び主要な測定指標「密輸取締り活動に関する認知度」については、目標値を下回り達成度が「△」となりました。以上のとおり、主要な測定指標は「△」となり、その他の測定指標に</p>

	については「○」又は「△」であることから、当該施策の評価は、「a 相当程度進展あり」としました。
--	--

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	○参考指標1「税関相談制度の運用状況（相談処理件数）」 ○参考指標2「税関X（旧Twitter）、税関フェイスブックページ及び税関チャンネルの利用状況」

政5-3-5に係る参考情報

参考指標1：税関相談制度の運用状況（相談処理件数）

(単位：件)

年	令和2年	3年	4年	5年	6年
処理件数	174,336	166,951	177,053	187,177	163,716

(出所) 関税局業務課調

(注) 税関相談官が税関相談を受け付けた件数。

参考指標2：税関X（旧Twitter）、税関公式フェイスブックページ及び税関チャンネルの利用状況

(単位：件)

年 度	令和6年度
税関Xのフォロワー数（単位：者）	2,885
税関チャンネルの再生回数（単位：回）	544,246
税関フェイスブックの「いいね」数（単位：者）	5,554

(出所) 関税局総務課調

(注1) 税関Xの数値は、令和6年度中における増加数

(注2) 税関チャンネルの数値は、掲載されている動画が令和6年度中に再生された回数

(注3) 税関フェイスブックの数値は、令和5年度中におけるリアクション数

評価結果の反映

以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。

政策運営に当たっては、評価結果を踏まえた改善を行ってまいります。

適正な納税申告が行われ、関税等の適正な賦課及び徴収が確保されるよう、研修等による関係職員の知識向上を通じて、通関審査及び輸入事後調査の一層的確な実施を図るとともに、通関業者に対する指導・監督、保税制度の適切な運用や事前教示制度における迅速かつ適正な回答等に努めます。

また、安全・安心な社会の構築のため、内外関係機関や関係業界団体との積極的な連携や情報交換等を行うとともに、近年の密輸事犯の悪質・巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備、取締・検査機器等の充実化及び的確な貨物、旅客等のリスク評価を図ることにより、社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品、金地金等の一層効果的な水際取締りが可能となるよう努めます。

さらに、国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立を図るため、AEO制度について、AEO事業者の要望も踏まえた更なる利便性の向上、及び同制度に参加する意義や参加により得られる便益について貿易関係事業者にとって分かりやすい視点での積極的な広報活動に取り組んでいくことにより、その利用拡大に引き続き努めていきます。

税関手続における利用者利便や満足度の向上に向けて、職員の資質向上のための研修の充実や、事業者からの相談に丁寧に対応するなど、各種の取組に努めます。これまでも輸出入申告官署の自由化等事業者のニーズを踏まえた施策を実施しており、今後も事業者ニーズの把握に努め、適切な施策を実施してまいります。さらに、引き続きNACCSの安定稼働に努めます。

加えて、税関ホームページや説明会等を通じて、利用者ニーズを踏まえつつ、これらの施策や制度のメリット等について、情報をわかりやすく提供・発信することによって税関の取組に対する国民の理解向上や新しい制度等の利用拡大に努めます。その際、テレビ等のマスメディアやソーシャルメディアを活用した情報提供を充実させることにより、税関の密輸取締り活動に関する認知度の向上に努めます。

令和8年度予算概算要求に当たっては、関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止、国際物流の迅速化・円滑化並びに税関手続における利用者利便の向上のため、引き続き必要な経費の確保に努めます。

**財務省政策評価懇談会
における外部有識者の
意見**

該当なし

**政策評価を行う過程に
おいて使用した資料そ
他の情報**

関税等の賦課・徴収状況：審査・検査における非違発見件数（財務省）、事前教示制度の運用状況（財務省）、輸入事後調査実績（財務省）等

社会悪物品等の密輸阻止状況：不正薬物の国内全体押収量（厚生労働省）、不正薬物の水際押収量（財務省）等

税関手続き状況：輸入通関における利用者満足度（財務省）、NACCSの運用状況（輸出入・港湾関連情報処理センター(株)）等

前年度の政策評価結果
の政策への反映状況

適正な納税申告が行われ、関税等の適正な賦課及び徴収が確保されるよう、研修等を通じた関係職員の知識向上、輸入事後調査における調査水準の維持・向上及び通関業者への指導・監督の充実に努めました。

また、安全・安心な社会の構築のため、内外関係機関や関係業界団体との積極的連携や情報交換等を行うとともに、近年の密輸事犯の悪質・巧妙化や多様化に対応した取締体制の整備、取締・検査機器等の充実化及び的確な貨物、旅客等のリスク評価を図ることにより、社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品、金地金等の一層効果的な水際取締りが可能となるよう努めました。

さらに、国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立を図るため、AEO制度について、AEO事業者の要望も踏まえた更なる利便性の向上、同制度の積極的な広報活動に取り組むことにより、その利用拡大に努めました。

税関手続における利用者利便や満足度の向上に向けて、職員の資質向上のための研修の充実や、事業者からの相談に丁寧に対応するといった取組、輸出入申告官署の自由化等事業者のニーズを踏まえた施策の実施、さらにはNACCSの安定稼働にも努めました。

税関ホームページや説明会等を通じて情報をわかりやすく提供・発信することによって税関の取組に対する国民の理解向上や新しい制度の利用拡大に努めました。ソーシャルメディアによる積極的な情報発信を行い、税関の密輸取締り活動に関する認知度の向上に努めました。

令和7年度予算概算要求に当たっては、関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上のため、引き続き必要な経費の確保に努めました。

政策目標に係る予算額等		令和4年度	5年度	6年度	7年度	行政事業レビューに係る予算事業ID
予算の状況	当初予算	22,187,792 千円	23,260,959 千円	22,492,744 千円	22,392,804 千円	
	(項) 税関業務費	20,623,143 千円	21,562,716 千円	20,654,047 千円	21,042,572 千円	
	(事項) 輸出入貨物の通関及び関税等の徴収並びに監視取締りに必要な経費	20,623,143	21,562,716 千円	20,654,047 千円	21,042,572 千円	
	内 税関監視艇整備運航経費	1,422,600 千円	1,863,022 千円	1,580,316 千円	1,787,045 千円	001380
	内 X線検査装置整備等経費	918,605 千円	840,824 千円	621,953 千円	774,452 千円	001381
	内 大型X線検査装置整備等経費	2,752,904 千円	2,789,479 千円	2,649,398 千円	2,503,960 千円	001382
	内 埠頭監視カメラ整備等経費	2,373,427 千円	2,312,662 千円	2,156,614 千円	2,630,184 千円	001383
	内 麻薬探知犬整備等経費	152,641 千円	154,358 千円	153,559 千円	163,695 千円	001384
(項) 船舶建造費	841,465 千円	965,274 千円	1,079,276 千円	628,511 千円		

	(事項)船舶建造に必要な経費	841,465 千円	965,274 千円	1,079,276 千円	628,511 千円	
	税関監視艇整備運航経費	841,465 千円	965,274 千円	1,079,276 千円	628,511 千円	001380
	(項)関税制度等企画立案費	723,184 千円	732,969 千円	759,421 千円	721,721 千円	
	(事項)関税中央分析所に必要な経費	356,119 千円	353,495 千円	367,332 千円	338,179 千円	
	内 取締機器等調査研究経費	68,618 千円	53,154 千円	53,768 千円	39,406 千円	001379
	(事項)税関研修所に必要な経費	367,065 千円	379,474 千円	392,089 千円	383,542 千円	
	補正予算	1,684,279 千円	1,914,586 千円	3,589,445 千円		
	繰越等	13,679,353 千円	16,262,328 千円	N. A.		
	合計	37,551,424 千円	41,437,873 千円	N. A.		
	執行額	35,383,433 千円	40,388,303 千円	N. A.		

(概要)

不正薬物・銃砲等の社会悪物品、テロ関連物資、知的財産侵害物品等の水際取締り強化を図るための機器整備経費のほか、国際物流の迅速化・円滑化及び利用者利便の向上を図るための税関システムの運用に係る経費等、税関手続の処理に係る経費です。

(注1) 政府情報システム関連予算(通関事務総合データ通信システム(予算事業ID:020142)、輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)(予算事業ID:020143)、通関情報総合判定システム(予算事業ID:020144))は、デジタル庁所管(組織)デジタル庁に「(項)情報通信技術調達等適正・効率化推進費」にて一括計上されているため、デジタル庁から移替された予算として「繰越等」に計上している。

(注2) 円滑な通関等の環境整備(国際観光旅客税財源)に係る予算(予算事業ID:004252)は、国土交通省所管(組織)観光庁に「(項)国際観光旅客税財源観光振興費」にて一括計上されているため、国土交通省から移替された予算として「繰越等」に計上している。

(注3) 令和6年度「繰越等」、「執行額」等については、令和7年11月頃に確定するため、令和7年度実績評価書に掲載予定。

担当部局名	関税局(業務課、総務課、監視課、調査課、参事官室(国際交渉担当)、参事官室(国際協力担当)、事務管理室、税関調査室)、関税中央分析所	政策評価実施時期	令和7年6月
--------------	--	-----------------	--------